

令和7年度ソーシャルメディア活用研修業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度ソーシャルメディア活用研修業務

2 業務目的

本県のソーシャルメディアによる情報発信を更に効果的なものにするため、各種ソーシャルメディアの特色を生かした運用方法や、エンゲージメント等の分析結果を活用した広報、また乗っ取りや炎上対策など、ソーシャルメディアによる情報発信に必要な知識を職員が身につけることを目的とした研修を行なう。

3 委託業務の概要

県職員を対象に実施する研修について、以下の業務を行う。

(1) 研修カリキュラム及び研修日程の作成

研修は令和8年1月下旬から2月上旬の間に1回実施すること。

(2) 研修用テキスト等の調達、作成および提出

受講者に配付する研修用テキスト等は受託者で作成すること。

(3) 研修の実施方法

本研修は、Microsoft Teams を使ったオンライン形式とし、講師側の会場や通信環境、パソコン、スライド環境等は受託者において準備すること。

また、県と受注者が協議により決定した方法で録画を行うとともに、県の視聴環境で研修動画が再生できるようにすること。

(4) 受講対象者及び人数

業務でソーシャルメディアの活用を行っている部署、または実施予定部署の県職員、教員50～100名程度。

(5) 研修内容

「2 業務目的」を達成するため、講義、実習等を必要に応じて効果的に組み合わせて実施すること。

(6) 納品

研修の実施をもって成果物とする。契約相手方は、研修実施後速やかに、宮崎県

秘書広報課広報戦略室の指定する方法で納品に関する書類を提出すること。

(7) その他

- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこととする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこととする。
- ・ 発注者が特に必要と認めた場合、作業の進捗状況や履行体制等についての確認のため会議を開催するので応じること。
- ・ 契約相手方は、契約の履行に当たり、知り得た秘書広報課広報戦略室の業務及び受講者の個人情報に関する事項について、外部に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。 また、この契約に定められた義務の一切を自らの責任において履行しなければならない。

以上